H30.3.26 地域公共交通会議で合意形成された後、発行する。
（運行申請の際に必要な書類）

道路運送法第９条第４項，及び同法施行規則第９条
第２項に掲げる協議が調っていることの証明書

平成３０年３月２６日開催の長与町地域公共交通会議において，下記事項に関し，協議が調ったことを証明する。

１　協議が調っている路線又は営業区域

路線：（１）中尾団地地区
（２）道ノ尾・自由ヶ丘団地地区

２　協議が調っている運行系統又は運送の区間

定時定路線運行とし，運行系統は以下のとおりとする。
（詳細は別紙「長与町乗合タクシー試験運行事業計画書」のとおり）

（１）中尾団地地区
起点：集落センター前
経由地：中尾団地
終点：イオンタウン長与

（２）道ノ尾・自由ヶ丘団地地区
起点：道ノ尾温泉前
経由地：道ノ尾団地、自由ヶ丘団地
終点：光晴会病院

３協議が調っている運賃（料金）の種類，額及び適用方法

（１）１乗車　大人（中学生以上）２００円
小人（小学生以下）１００円（※1歳未満は無料）

４ 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には，　その条件

適用期間	平成３０年６月２５日～平成３０年１２月２１日予定（半年・26 週） ※上記予定とし、詳細日程は、運行委託業者決定後に協議の上決定する。
運行日	月水金
運行時間	午前８時から午後４時の間
運行便数	１日３往復 ※満員で乗客の取りこぼしがあった場合、増便の配車を行う。
使用車両	運行委託事業者が所有する普通車タクシー車両（乗車定員５名、乗客定員４名）
運行主体	町内に所在地を置くタクシー事業者・営業所の中で、本事業の実施が可能な下記３者の中から、見積もり合わせの上、１者と随意契約を行う。 有限会社長与タクシー、あじさいタクシー（株式会社みなとタクシー）、エキマエタクシー（ラッキー自動車株式会社）

平成３０年３月２６日
長与町地域公共交通会議
会長　森田　均